

第659回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 1月 16日（水） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1)「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」の取扱いの変更について

業務部 阿部 上席審査官（通関総括第1部門）

(2)「軽減税率等適用明細書」（税関様式T-1670）の記載について（お知らせ）

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(3)バター等に係る数量ベース特別緊急関税の発動について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(4)非違僅少通関業者の発表について

業務部 大田 首席通関業監督官

4、その他・連絡事項等

- ・政策評価アンケートに係るお願い

業務部 徳永 管理課長

開催予定日 平成25年 2月 13日（水） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: yokohama@kanzei.or.jp

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票 (A)

原産国		種別 (いずれかに○を付してください。)	CHILLED	FROZEN
-----	--	----------------------	---------	--------

申告番号	申告年月日	申告官署	申告価格 (CIF:円)	関税額	消費税額	地方消費税額
------	-------	------	--------------	-----	------	--------

仕入書	仕入書番号	日付	価格条件	建値	契約関係	契約書番号	契約年月日

(注1) 価格条件欄には「FOB」、「C&F」、「CIF」等を、建値欄には「JP¥」、「US\$」等を入力(記載)してください。

決済 (送金) 関係	決済時期	決済方法	決済期限

(注2) 決済時期欄には「前払い」、「一部後払い」、「後払い」の別を、決済方法欄には「L/C」、「銀行送金」等の別を、決済期限欄には「貨物の到着からXX日以内」、「輸入の許可後XX日以内」等の決済期限を入力(記載)してください。

輸入価格等	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他 ()	合計
仕入書単価 (円/kg)									-
輸入数量 (kg)									0
価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0

輸入者	名称			代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・役職・氏名		
	輸入者符号	住所			連絡先 電話番号				

仕入書上の輸出者	名称			代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・役職・氏名									
	所在国・地域	住所			連絡先 電話番号											
	輸入者との間における特殊関係の有無 (別紙を参照し該当箇所○を付してください。)	有 (該当項目)			無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○を付してください。)	有	無 (理由)								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			①	②	③	④

(注3) B/L上の輸出者欄は、仕入書上の輸出者とB/L上の輸出者が異なる場合に入力(記載)してください。

パッカー	名称			所在国・地域											
	輸入者との間における特殊関係の有無 (別紙を参照し該当箇所○を付してください。)	有 (該当項目)			無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○を付してください。)	有	無 (理由)							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		①	②	③

(注4) パッカーとは、豚肉の解体から加工・卸売を行う精肉業者(meat-packer)をいう。

(注5) パッカー欄は、仕入書上の輸出者及びB/L上の輸出者とパッカーが異なる場合に入力(記載)してください。

通関業者	名称			通関業者コード					
通関業務の仲介者	名称			代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・役職・氏名		
	住所			連絡先 電話番号					

(注6) 通関業務の仲介者欄は、輸入者と通関業者との間に通関業務の取次ぎを行っている者がある場合に入力(記載)してください。

<備考>

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票 (B)

【入力(記載)上の留意事項】

1. 再販売先ごとに必要事項を入力(記載)し、再販売先が4者以上ある場合には、「豚肉の輸入申告に係る調査票 (B) (つづき)」を使用してください。
2. 輸入者が自ら使用し、又は消費する場合には、再販売先名称欄にその旨(「自社使用」等)を入力(記載)してください。
3. 再販売先又は再販売価格が未定の場合には、再販売先名称欄又は再販売価格欄にその旨を入力(記載)してください。
4. 再販売単価欄及び再販売額欄の[]内には、「消費税込み」、「消費税抜き」の別を入力(記載)してください。

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名							
	住所											連絡先 電話番号							
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付し てください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)					
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			①	②	③	④			
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計				
	再販売単価 [] (円/kg)														-				
再販売数量 (kg)														0					
再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0				

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名							
	住所											連絡先 電話番号							
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付し てください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)					
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			①	②	③	④			
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計				
	再販売単価 [] (円/kg)														-				
再販売数量 (kg)														0					
再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0				

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名							
	住所											連絡先 電話番号							
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付し てください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)					
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			①	②	③	④			
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計				
	再販売単価 [] (円/kg)														-				
再販売数量 (kg)														0					
再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0				

※「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票 (B) (つづき)

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名					
	住所											連絡先 電話番号					
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○ を付してください。)	有	無(理由)			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()	合計							
	再販売単価 〔 (円/kg)									-							
再販売数量 (kg)									0								
再販売額 〔 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名					
	住所											連絡先 電話番号					
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○ を付してください。)	有	無(理由)			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()	合計							
	再販売単価 〔 (円/kg)									-							
再販売数量 (kg)									0								
再販売額 〔 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名					
	住所											連絡先 電話番号					
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○ を付してください。)	有	無(理由)			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()	合計							
	再販売単価 〔 (円/kg)									-							
再販売数量 (kg)									0								
再販売額 〔 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

再販売先	名称								代表(責任)者 役職・氏名			担当者 所属・ 役職・氏名					
	住所											連絡先 電話番号					
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所○ を付してください。)	有	無(理由)			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()	合計							
	再販売単価 〔 (円/kg)									-							
再販売数量 (kg)									0								
再販売額 〔 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

※「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

--

別紙

【輸入者との間に特殊関係が有る場合の該当項目】

- ① 売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となっている場合 <参考: 関税定率法(以下「定率法」という。)第4条第2項第4号>
- ② 売手及び買手がその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び関税定率法施行令(以下「定率令」という。)第1条の8第1号>
- ③ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の使用者である場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第2号>
- ④ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の5%以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第3号>
- ⑤ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合(上記④に該当する場合を除く。)<参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第4号>
- ⑥ 売手及び買手の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第5号>
- ⑦ 売手及び買手が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合(上記⑥に該当する場合を除く。)<参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第6号>
- ⑧ 売手及び買手が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第7号>
- ⑨ 売手及び買手が親族関係にある場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第8号>

(注 1) 上記①にある「取締役その他の役員」とは、取締役、監査役、理事、監事等をいう。 <参考: 関税定率法基本通達(以下「基本通達」という。)4-18(1)>

(注 2) 上記②にある「法令上認められた共同経営者」とは、それぞれ、その金銭、資産、労務、技術等を出資し、共同事業を営む者をいう。 <参考: 基本通達4-18(2)>

(注 3) 上記⑤、⑧にある「支配している場合」とは、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合を、上記⑦にある「支配されている場合」とは、一方の者が法律上又は事実上他方の者に拘束され又は指図される地位にある場合をいう。これらの場合、原則として、締結及び解除が自由な契約に基づき民事法上通常発生する権利義務関係は含まず、一方の者が他方の者の事業経営の根幹(例えば、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更)について拘束し(され)又は指図する(される)関係に限られる。 <参考: 基本通達4-18(3)>

(注 4) 上記⑨にある「親族」とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。 <基本通達4-18(4)>

【輸入者との間に特殊関係があるが取引価格への影響がない場合の理由】

- ① 輸入貨物に係る産業での通常の価格設定に関する慣行に適合する方法で当該輸入貨物の価格が設定されている場合 <参考: 基本通達4-19(1)イ>
- ② 輸入貨物の価格が当該輸入貨物に係るすべての費用に、売手によるこれと同類の貨物の販売に係る通常の利潤を加えた額を回収するのに十分な価格である場合 <基本通達4-19(1)ハ>
- ③ 買手が、その海外現地法人(独自の法人格を有する支店を含む。)が特殊関係にない製造者等から購入した貨物を当該海外現地法人から輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等からの購入価格に当該海外現地法人の販売に係る通常の利潤が上乘せされている価格である場合 <参考: 基本通達4-19(1)ホ>
- ④ その他

└─▶ 調査票(A)の備考欄に具体的な理由を簡潔に入力(記載)してください。

軽 減 税 率 等 適 用 明 細 書

あて先 税 関 長 殿	平成 年 月 日	受理番号
	提 出 者 住 所 氏名 (名称及び代表権者の氏名) 印 (署名)	

申 告 番 号	減 免 税 条 項 該 当 申 告 区 分
	関税定率法第 条 関税暫定措置法第 条 項

1 品 名 (税表番号)	2 規 格	
()		
3 数 量	4 価 格	5 原 産 地
6 用 途	7 使用場所 (名称及び所在地) 又は使用予定計画	
	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 使用者の名称及び所在地等 </div>	
8 当 該 物 品 よ り 製 造 さ れ る 製 品		
品 名	予 定 数 量	製 造 の 予 定 期 間

(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

平成 25 年 1 月 16 日

NACCS 掲示板からの転載

【通関業者の皆様へ】

バター等(別表第 1 の 6 第 11 項)に係る特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、バター等(別表第 1 の 6 第 11 項)に対して平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第 7 条の 3 発動後のもの」が適用となりますので、充分ご注意ください。

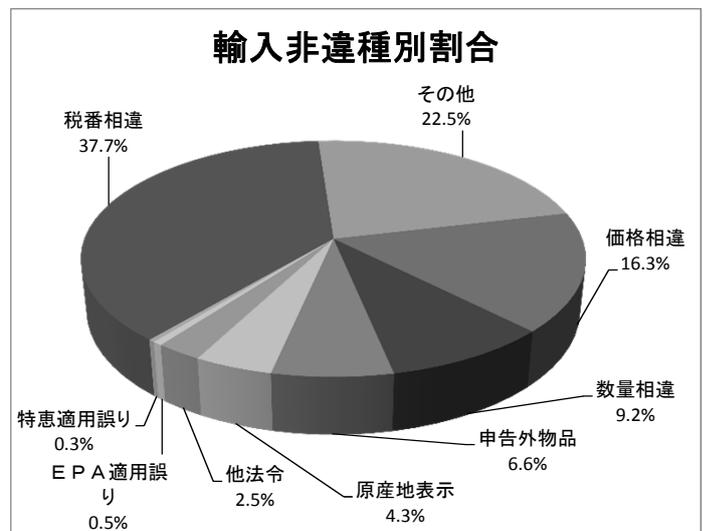
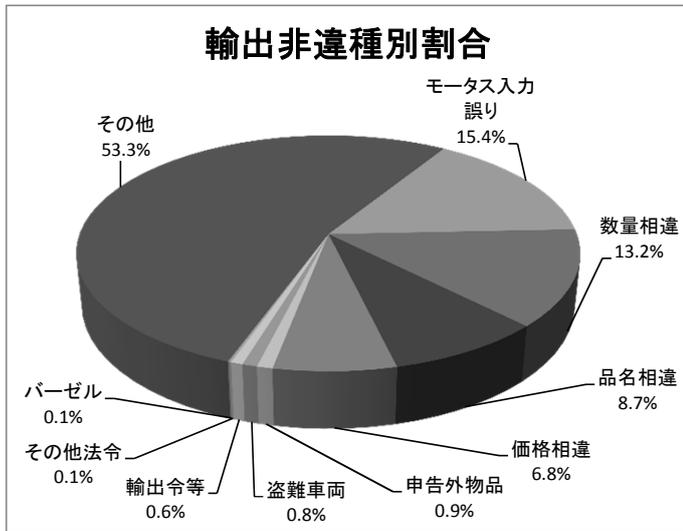
なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

【バター等(別表第 1 の 6 第 11 項)に係る発動対象品目】

実行関税率表			NACCS 用品目コード			備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用	
0405.10	129	+	0405.10	129	2	その他のもの
				001	0	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0405.10	229	+	0405.10	229	4	その他のもの
				002	1	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0405.20	090	+	0405.20	090	2	その他のもの
				001	4	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0405.90	190	+	0405.90	190	4	その他のもの
				001	4	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0405.90	229	+	0405.90	229	1	その他のもの
				002	5	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの

平成24年4月～平成24年9月期通関非違データ

1.通関非違種別割合



2.グループ別非違率等

①グループ別非違率

	グループ別基準	非違率(平均)		
		前々回	前回	今回
Aグループ	件数が1,000件以上かつ品目数が100以上の者	2.0%	2.3%	2.2%
Bグループ	件数が200～999件かつ品目数が100以上の者	2.4%	2.6%	2.3%
Cグループ	件数が200件以上かつ品目数が50～99の者 又は、件数が100～199件かつ品目数が50以上の者	1.4%	1.9%	2.0%

件数：区分2又は3の輸出入申告件数をいう。

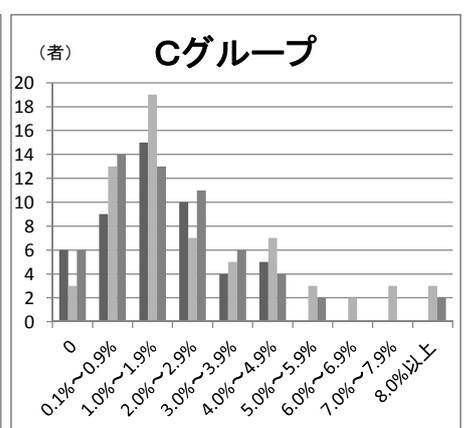
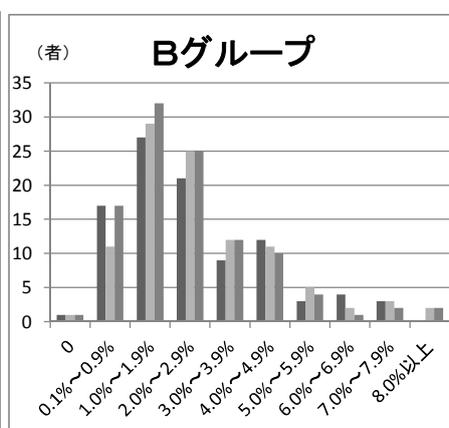
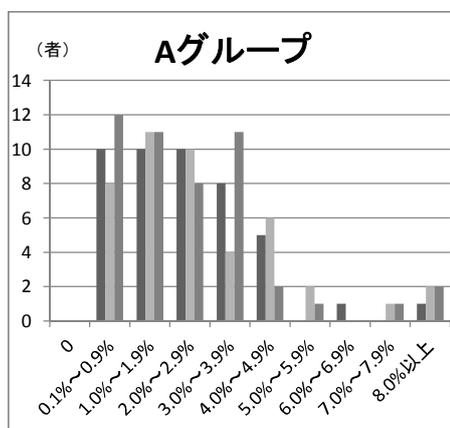
品目数：輸出入申告に係るHSコードを4桁で集計した数をいう。

非違率：各グループ別に、非違件数(合計)／件数(合計)を算出した率をいう。

者：輸出入申告をしている通関営業所をいう。

集計対象期間：平成24年4月～平成24年9月

②非違率別者数(分布図)



【参考】

	発表基準
Aグループ	非違率1%未満の者
Bグループ	非違率0.5%未満の者
Cグループ	非違ゼロの者

